

令和7年度東根市結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！



東根市では、新婚世帯に対し、住宅の取得費用、賃借費用やリフォーム費用、引っ越しのために支払った費用を補助し、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

対象世帯

以下のいずれにも該当する世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、夫婦共に東根市に住民登録がある
 - ② 夫婦共に婚姻日における年齢が 39歳以下
 - ③ 夫婦の所得が **500万円未満**
 - ④ 世帯に市税の滞納がない（前住所地も含む）
 - ⑤ 生活保護法による住宅扶助を受けていない
 - ⑥ 住宅取得に係る補助金を受ける場合は、東根市定住促進事業助成金の交付を受けていない
 - ⑦ 過去にこの補助金の交付を受けていない（他市町村も含む）
- ※令和6年度に上限未満の補助金を受給した世帯も対象となります。（継続補助世帯）



対象経費

結婚に伴い発生した次の費用（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用）

- ① 住居費 ㊦住宅の取得費
 ①住宅の賃借費（家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）
 ㊧住宅のリフォーム費用

※婚姻前から同居している場合は、婚姻後に生じた費用が対象となります。

- ②引越費用 ㊨引越業者や運送業者に支払った引越費用



補助額

1世帯あたり上記①と②を合算した金額。ただし、以下のとおり上限額があります

- 夫婦共に婚姻日における年齢が
- | | |
|----------------|------|
| ①29歳以下の世帯 | 60万円 |
| ②30歳以上39歳以下の世帯 | 30万円 |

※「継続補助世帯」：①または②の額より令和6年度に受給した補助額を差し引いた額が、令和7年度の補助上限額となります。

必要書類

裏面をご覧ください

提出期限

令和8年3月31日までにご申請ください

東根市結婚新生活支援事業補助金の申請に必要な書類

★ は、令和6年度受給した世帯が引き続き受給する場合に必要な書類(所得要件の確認以外は、令和6年度内容より変更がある場合、他の書類も必要となる場合があります。)

1 記入が必要な書類

- 補助金交付申請書 ★
- 請求書 ★
- アンケート

2 添付書類

① 婚姻、住民登録の確認書類

- 婚姻を証明する書類(戸籍謄本又は受理証明書(婚姻届に関するもの))
※受理証明書は婚姻届を提出した市町村より取得できます。
- 世帯全員の住民票(住民票謄本) ※東根市役所1階、市民課窓口にて取得 ★

② 所得要件の確認書類

- 夫婦の所得証明書(申請日時点における直近のもの)
「令和 7 年度(令和 6 年分)所得証明書」
※令和 7 年 1 月 1 日現在、住所のあった市町村より取得
- 貸与型奨学金の年間返済額が確認できるものの写し
※所得証明書の期間と同一の期間において貸与型奨学金の返済をしている場合

③ 市税の滞納がないことの確認書類

- 世帯全員の納税証明書(前年度分)・・・「令和6年度納税証明書」 ★
※令和6年 1 月 1 日現在、住所のあった市町村より取得

④ 補助対象となる費用の支払いの確認に必要な書類

- 住宅の取得に係る契約書の写し ※建築請負契約書(新築)、売買契約書(建売または中古)
- 住宅の賃貸借契約書の写し ※住宅を賃借した場合
- リフォームに係る契約書の写し ※工事請負契約書
- 住居費の領収書又は支払額が確認できる書類の写し ★
- リフォーム費用の領収書の写し ※リフォーム工事を行った場合
- 引越費用の領収書の写し ※引越業者又は運送業者を利用した場合
- 住宅手当支給証明書 ※給与所得者である場合(住宅手当支給の有無に係らず)

※証明書の有効期限について

有効期限を取得日から3ヶ月以内とさせていただきますので、申請する時期を考慮して取得願います